

松江市告示第 244 号

松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 251 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業費補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するののほか、この要綱の定めるところによる。 (補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費_____、補助金の額_____、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するののほか、この要綱の定めるところによる。 (補助の対象等)</p> <p>第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
補助金の名称	松江市新規就農者・就漁者誘致対策 事業費 補助金	補助金の名称	松江市新規就農者・就漁者誘致対策 事業 補助金
略		略	
補助対象		補助金の	

経費	略	交付対象 経費	略
<u>補助金の額</u>	月額1万円とし、交付期間は、補助金交付の決定のあった日の属する月から起算して1年間を限度とする。ただし、月の途中に <u>住居</u> を賃借し、又は <u>賃借</u> を終了した場合は、日割りにより計算した額(1,000円未満切捨て)とする。	<u>補助金の交付の率又は金額</u>	月額1万円とし、交付期間は、補助金交付__決定のあった日の属する月から起算して1年間を限度とする。ただし、月の途中に <u>住宅</u> を賃借し、又は____終了した場合は、日割りにより計算した額(1,000円未満切捨て)とする。
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する新規就農者又は新規就漁者とする。 (1) 略 (2) <u>この補助金</u> と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。	補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する新規就農者又は新規就漁者とする。 (1) 略 (2) _____同様の趣旨の他の補助金__の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用証明書(自営農業者及び自営漁業者を除く。)
- (2) 雇用契約書の写し(自営農業者及び自営漁業者を除く。)
- (3) 賃貸借契約書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。

第6条 略

第4条 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。